

関西保育福祉専門学校  
感染拡大予防のためのガイドライン

2020年11月6日

1.	はじめに	1
2.	感染リスクへの対応	1
	(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	1
	(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	1
	(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	2
	(4) 接触確認アプリ等の利用	2
3.	教職員や生徒等の基本的な感染症対策	3
	(1) 健康状態の事前チェックの徹底	3
	(2) 移動時の予防対策	3
4.	学校において感染者が発生した場合の対応	3
	(1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）	3
	(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止	4
	(3) 構内の消毒	4
5.	学校の諸活動における対策	5
	(1) 基本的な事項	5
	(2) 教室内授業	5
	(3) 学校外実習授業	6
	(4) 学外活動	6
	(5) 教職員の勤務	6
	(6) イベント開催	7
	(7) 海外渡航	8
6.	施設利用	9
	(1) 図書館	9
	(2) パソコン教室	9
	(3) 体育館	9
	(4) 食堂	9
	(5) その他の施設共用部分の清掃、消毒、感染症対策	10

7. 保育科実習における新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策	11
8. 介護福祉科実習における実習新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策	12
9. 新しい生活様式の実践例	13

## 1. はじめに

「新型コロナウイルス感染症に対する関西保育福祉専門学校の活動基準」（以下「活動基準」という。）に応じて、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、感染症対策の取組を講じる。

なお、本ガイドラインは活動基準レベル「1」を想定したものである。

## 2. 感染リスクへの対応

一人ひとりの基本的な感染防止対策については、事前に「新しい生活様式」を生徒に対し、周知することで、徹底した感染予防対策を行う。

また、国や都道府県の感染症対策の方針に従いつつ、本校においては、「3密対策」及び「感染予防対策」の取り組みを十分に行い、本校から感染者、特に集団感染（クラスター）を発生させないという強い意志と自覚を生徒たちにも持たせ、学生生活における感染予防対策を最大限講じるものとする。

### （1）「密閉」の回避（換気の徹底）

- ① 可能な限り、常時室内の換気を行う。
- ② 常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分（5～10分）以上、窓（扉）を開放して換気を行う。
- ③ エアコン使用中においても換気を積極的に行う。

### （2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ① 人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。
- ② 通勤通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保を心がける。
- ③ 教室や食堂等における対人距離の確保を心がける。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ④ 対面での食事やマスク無着用（食事中を含む）での会話をしないようにする。
- ⑤ 感染予防対策の不十分な場所への外出は避ける。

### (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ①人と接する空間では、常にマスクを着用すること。
- ②熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、換気や身体的距離の確保に留意しながらマスクを外す。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ③マスクの表面（外側）は触らない。
- ④マスクを触った後や鼻をかんだ後は、必ず手洗いや手指消毒を行う。

### (4) 接触確認アプリ等の利用

- ①接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）をスマートフォンにインストールする。  
※このアプリは生徒・教職員全員インストールする。
- ②キャンパス入構の際に COCOA インストールをチェックする。  
※OS のバージョン等で、所有スマートフォンに COCOA のインストールができない場合は、入構時に名簿に記録する。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

（2020年11月1日時点）

- ③兵庫県内の店舗や各種施設、イベント会場へ入場する際は、必ず、以下の「兵庫県新型コロナ追跡システム」を登録すること。（他都道府県においても同様のシステムが導入されている場合は、そのシステムを利用すること。）

兵庫県新型コロナ追跡システム

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19\\_chase02.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase02.html)

- ④新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、「COCOA」アプリにより、陽性情報の登録を行うこと。
- ⑤「COCOA」アプリを通じ、過去14日間において陽性者との接触が確認された場合や「兵庫県新型コロナ追跡システム」（他都道府県の追跡システムアプリの場合も含む）を通じて注意喚起情報の通知を受けた場合は、必ず教員（クラス担任）に連絡し、その指示に従うこと。

### 3. 教職員や生徒等の基本的な感染症対策

#### (1) 健康状態の事前チェックの徹底

- ① 学校に来る前に自宅で検温し、健康状態をチェックする。
- ② 発熱（平熱より高い）等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も登校・通勤等外出を控え、自宅で休養し外出をせず、症状を経時的に記録しておく。
- ③ 学校にいる間に、発熱等の風邪症状がみられた場合は、教員（クラス担任）に報告し、速やかに帰宅する。
- ④ 風邪症状がなくなるまで自宅で休養し外出を控える。
- ⑤ 帰省や旅行、（通学外の）県境を越えての移動の際は、その地域の感染流行状況を確認する。

#### (2) 移動時の予防対策

- ① 学校到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- ② 手洗いは、流水とせっけん・ハンドソープを用いて正しい手洗いに努める。
- ③ 学校内に設置されているアルコール消毒液等で手指消毒を行う。
- ④ マスクは各自で準備し、常に着用する。飲食時等マスクを外しているときは、会話を控える。
- ⑤ マスクを忘れた場合や学校にいる間にマスクが汚損し予備の持参がない場合は、事務局窓口で購入する。
- ⑥ 共用する施設・設備、用具や物品は、消毒液でこまめに拭き取りなどを行い、使用後は手洗いを徹底する。
- ⑦ 咳やくしゃみをする際は咳エチケットを心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。
- ⑧ 普段から極力、顔面（特に眼・鼻・口）を触らないようにする。
- ⑨ 帰宅後は、手洗い・うがい・洗顔・着替え・入浴やシャワーを行う。

### 4. 学校において感染者が発生した場合の対応

#### (1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）

生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出される。学校には本人（または保護者）から、感染が判明した旨を速やかに教員（クラス担任）へ電話連絡する。

☎ (06) 6401-9891

なお、休業日や夜間であれば、電子メールにより [office@khf.ac.jp](mailto:office@khf.ac.jp) 宛に一報を入れる。

また、保健所から濃厚接触者と指定され、検査や自宅待機を指示された場合も同様、教員（クラス担任）に連絡する。

教員（クラス担任）は、感染者や濃厚接触者の情報を校長又は教頭へ報告する。

保健所から、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが行われる場合には、できるだけ協力すること。また、保健所が学校に対して、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、本校も全面的に協力する。

## (2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、当該感染者の症状の有無、学校内外における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の認否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。

また、生徒の感染が確認された場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校において該当生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。

## (3) 構内の消毒

生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や器具・物品等の消毒を行う。

## 5. 学校の諸活動における対策

### (1) 基本的な事項

- ① 学校に入構する者に対し検温を行い、必要時はその場で健康チェックを行う。  
(発熱者や風邪症状等の疑われる症状のある場合は、学校への入構を制限する)
- ② 本校への入構者には【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」】のインストールを要請しており、入構時に必ずチェックする。
- ③ 学校内に配置している消毒液を用いて、入構時に各自で手指を消毒する。
- ④ 学校においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行う。
- ⑤ 窓口には、消毒液、飛沫感染防止用ビニールシート等を設置し、職員はマスクまたはフェイスシールドを着用の上、ソーシャルディスタンスを確保して対応する。
- ⑥ 窓口の利用者においても、順番を待つ場合は、床上のマークにしたがってソーシャルディスタンスを保って整列する。

### (2) 教室内授業

消毒の徹底や3密の回避に配慮し、感染拡大予防のための取組を講じた上で、以下の点を考慮しながら授業を実施する。

#### <実施上の留意点>

- ① 安全を確保し、対面授業を基本とするが、状況に応じて、オンライン授業と対面授業を併用して実施する。
- ② 今後の感染症の状況によっては、本校基準に基づき授業形態を変更することがある。
- ③ 対面授業は、多くの生徒が同時に学内に集まることのないよう、工夫して実施する。
- ④ 対面授業は、概ね1m以上の間隔またはそれに相当する措置を講じた教室で実施する。
- ⑤ 対面授業の実施にあたり、教員はマスクまたはフェイスシールドを着用する。
- ⑥ 対面授業の実施にあたり、各教室の利用者は、教室の窓、扉を常時または一定

の時間間隔で開放し換気を行う。また、換気ファンなどは最大限稼働させる。

- ⑦ 対面で行う授業に出席できない事情がある場合については、オンラインでの受講を可能とする等の対応を行うが、この場合は別に定める必要手続をとらなければならない。

### (3)学校外実習授業

保育実習など、校外での実習については、それぞれの学科で指示された「感染拡大防止・予防対策」(P11・P12)にもとづいて行動する。

### (4)学校外活動

学校外での教育活動を実施する場合、各教育プログラムで指示された学外活動ガイドラインにもとづくとともに、以下の点に留意する。

#### <留意事項>

- ① 活動先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、活動先のガイドラインや感染防止策等を遵守する。
- ② 活動にあたっては、「新しい生活様式」を積極的に実践し、3密の回避、感染予防、体調管理等に十分留意する。（活動2週間前からの体温測定の実施、体調不調時の欠席、マスクの着用、手指の消毒等の義務付け）

### (5)教職員の勤務

- ① 教員の勤務については、校務や授業準備、研究等のために出校する場合は、公共交通機関での混雑を避ける工夫をすること。体調不良やCOCOAアプリ等を通じて新型コロナウイルス感染陽性者との接触が確認された場合などの事情がある場合は、校長の指示に従う。
- ② 事務職員の勤務については、通勤は時差出勤等を認め、公共交通機関の混雑を避ける工夫をすること。体調不良やCOCOAアプリ等を通じて新型コロナウイルス感染陽性者との接触が確認された場合などの事情がある場合は、事務局長の許可のもと、在宅勤務を認める。
- ③ 会議はメール審議やオンラインなど、多人数が参集しない方法で行うこと。
- ④ 不要不急の出張は中止、延期を検討する。ただし、緊急事態宣言が発令されている地域への出張は原則禁止とする。

- ⑤ 外務省海外安全情報において、感染症危険情報レベル2以上が発出されている国外への出張は原則禁止とする。また、日本政府が入国禁止措置を取っている国・地域への出張についても原則禁止とする。

<緊急事態宣言が発令された場合>

教員の勤務は在宅を原則とする。

事務職員は複数チームに分け、交代勤務とする。

#### (6) イベント開催

各種イベントの開催は、今後の国・各行政機関等の段階的緩和の目安を参考に判断し、開催する。ただし、イベント開催は、特定・不特定多数の人が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取り組みを最大限講じたうえで、開催するものとする。

併せて、イベントを開催する場合は、「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること。

- ① 規模要件（人数上限）は、今後の段階的緩和を参考とするが、当面の間は以下のとおりとする。

【屋内】会場の収容定員の半分以内の参加人数を上限とする

【屋外】参加人数は300人以下とし、人ととの距離を十分に確保（できるだけ2m）する

- ② 学内参加者（スタッフ）全員に、日々の体調チェックをさせ、体調不良（発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状）がある場合には参加させない。会場等への入場（入室）時にマスクの着用、手指の消毒を徹底すること。

- ③ 学内関係者以外の不特定多数を対象とするイベントにあっては、「行事等の来校者に係る新型コロナウイルス感染の疑いあるいは陽性者がいた場合の対応の方針」に基づきイベントを開催するものとする。

参加者への入場時の検温を実施し、体温管理チェックシートの提出を求める。  
発熱・風邪等の体調不良の症状がある場合は、参加させないこと。

参加時には手指の消毒をし、常時マスク着用を徹底する。また、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを確認してから参加させる。

- ④ 大声での発声、歌唱や声援は禁止する。

- ⑤ マスクを着用しない会話は避けること。
- ⑥ 屋内での実施においては、室内換気を徹底すること。
- ⑦ 入退場時の人数制限や並ぶ間隔をあけるなど、誘導を徹底し、密集するリスクを回避すること。
- ⑧ 参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

#### (7) 海外渡航

- ① 教職員・生徒の海外渡航については、渡航に伴う 14 日間の自宅待機の可能性が高く、本務および学業への支障が懸念されるため、やむを得ない事情があると校長が許可した場合を除き、中止または延期とすること。なお、留学生のやむを得ない事由による一時帰国については、再来日に関するリスク、帰国中に遠隔授業を受講できないかもしれない不利益等を承知している旨の誓約文が提出されれば、海外出国届を認める場合がある。
- ② 教職員・生徒が、海外から入国する場合は、入国後の政府要請に対して以下の方法で対応すること。

事 項	要 請 内 容	対 応
空港か らの移 動手段 の確保	空港から待機場所への 移動には、公共交通機 関を使用してはいけない	自身で手配する 例：レンタカー、知人・友人の送迎
待機場 所	帰国後 14 日間は、不 要不急の外出を避け、 待機場所を決めて滞在 する	自宅またはホテル・友人宅とする
行動記 録	待機中の行動を記録す る	提出を求められた場合、速やかに提出する こと
COCOA の登録	COCOA へ登録すること	待機中に登録を完了するよう指導する

## 6. 施設利用

### (1) 図書館

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

また、利用前後においての手指消毒を徹底すること。

### (2) パソコン教室

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

なお、利用にあたっては、利用前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク着用等を求ることとする。

### (3) 体育館

本校が定める施設利用の規則を遵守するとともに、3密の回避や消毒などの感染拡大予防のための取組を講じた上で以下の点に留意しながら利用する。

#### <利用上の留意点>

- ① 体育館使用時は、窓や扉を開け常時換気する。
- ② 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ③ 更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。

### (4) 食堂

- ① 食堂は利用者の混雑状況により、利用者数を制限する場合がある。
- ② 配膳カウンターに並ぶ場合には、ソーシャルディスタンスマーカーに従い、間隔を空ける。
- ③ 食堂では、座席の間隔を空け、対面を避ける。
- ④ 利用者は食堂入室前のアルコール消毒液による手指消毒を徹底し、食事中の会話は控え、食事の時以外はマスクを着用する。
- ⑤ 従業員と利用者の間は、飛沫防止シール等の仕切りを設けて遮断する。

- ⑥ 従業員はマスクまたはフェイスシールドおよび手袋等を着用する。
- ⑦ 食堂厨房内の調理器具、食器等の除菌を徹底する。
- ⑧ 従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

#### (5) その他の施設共用部分の清掃、消毒、感染症対策

- ① 入構にあたっては、玄関に設置されたアルコール消毒液で手指消毒を行い、検温確認等の入構チェックを受ける。
- ② 階段の一方通行表示、エレベーター内のソーシャルディスタンスを確保するための案内 や掲示を行う。
- ③ 事務局窓口には、飛沫感染防止のためのビニールカーテン等を設置する。
- ④ 建物施設の各階、トイレ前等にアルコール手指消毒液を設置し、生徒、職員にこまめな利用の周知をはかる。
- ⑤ 教室以外の学習スペースに、感染防止啓発のため「対面禁止」「マスク着用」「飲食禁止（但し、水分補給は除く）」等のポスターを掲示する。
- ⑥ 教室については、アルコール消毒液による教卓、机、ドアノブの消毒を行う。
- ⑦ 建物施設内の階段手摺り、エレベーターボタン等は、アルコール消毒液による消毒を行う。

## 保育科実習における新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策

### 1. 事前

- ・実習 3 週間前より実習終了まで、別紙「健康観察票」により、健康状態を記録する。  
実習前 3 週間分は実習初日に実習先に提出する。その後引き続き健康状態を記録する。  
実習終了後、「健康観察票」を実習先に提出する。
- ・実習 3 週間前から実習終了までは、特に「3 密」に気を付け、自覚をもった生活を送るように心がける。
- ・日常生活において、こまめな手洗い、うがいの徹底など感染予防に努める。

### 2. 実習内容について

- ・子どもと関わる保育以外に、消毒や清掃、保育の準備物等の作成もある。
- ・部分保育や設定保育を行う場合は、計画を立てる段階で、事前に担任（実習先担当）との打ち合わせを行い、感染症拡大防止・予防の対策を十分に配慮した内容を考える。

### 3. 実習中

- ・実習中は、原則マスクを着用すること。
- ・「健康観察票」に記録するとともに、体調等で気になることがあれば、実習先にすぐに申し出る。
- ・特に、37.5 度以上の発熱や咳等のかぜの症状がみられるときは、無理せず実習を休む。この時は、実習先と学校に連絡をし、病院に行き受診する。  
特に発熱の場合は、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善された場合は、病院に行き医師に実習中であることを伝え、継続が可能かどうか相談する。その結果を学校に連絡する。学校が実習先と協議したうえで、判断し連絡する。診断書必要。
- ・同居の家族に感染者が出た場合 または 実習生が濃厚接触者になった場合は、実習を中止し学校に連絡する。
- ・実習先において、子どもまたは利用者や職員に感染者が出た場合は、指示に従う。
- ・多くの人の出入りがあるので、貴重品をもっていかない。必要なものだけ持っていく。  
※ 実習先にて検温を行う。

各自体温計を持参し、実習先到着後 及び 退勤前の 2 回検温を行う。

### 【実習期間】

学年	種 別	期 間	日 数
1 年生	教育実習 I (幼稚園)	9 月 17 日 (木) ~ 10 月 16 日 (金)	20 日間
	保育実習 I (保育所)	11 月 9 日 (月) ~ 11 月 20 日 (金)	10 日間
2 年生	教育実習 II (幼稚園) 又 は保育実習 III (施設)	9 月 7 日 (月) ~ 9 月 25 日 (金) 期間内に 10 日間実習	10 日間
	保育実習 II (保育所)	11 月 9 (月) ~ 11 月 20 日 (金) 6 月予定を 11 月変更	10 日間

## 介護福祉科実習新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策

### 1. 事前

- ・学生は、実習 2 週間前から 1 日 1 回検温して別紙「検温表」に必要事項を記載する。
- ・実習の初日には、検温表を持参し、実習先施設に提出する。その後引き続き検温表に必要事項を記載する。(実習後 1 週間まで)
- ・感染予防の観点から、「換気の悪い密閉空間」、「人が密集した場所」、「近距離での密接な会話」という「3 つの密」を回避し、不要不急の外出を避け、日常生活圏内での生活を継続するなど、  
各自が介護福祉士を目指す者として自覚ある行動をとることに努める。

### 2. 実習内容について

- ・利用者の介助の見学やコミュニケーションの実施、また個別援助計画のための情報収集・立案・実施・評価については、実習施設の了解を得て、担当指導者の指導に基づいた内容・方法で、感染症拡大防止・予防の対策を十分に配慮した上で立案・実施する。

### 3. 実習中

- ・実習先到着時に検温を受ける。
- ・実習中はマスク着用による施設への行き帰りを原則とする。
- ・実習中も検温表に必要事項を記載すると共に、体調等で気になる事があれば、実習先にすぐに申し出る。
- ・特に、37.5°C以上の発熱や咳等のかぜの症状が見られるときは、無理せず実習を休む。直ちに、実習先と学校に連絡をして、病院に受診する。受診結果は必ず学校へ連絡する。その後の実習については、学校が実習先と協議した上で、判断し学生に連絡する。
- ・学生の同居の家族に感染者が出た場合、又は実習生が濃厚接触者となった場合は、実習を中止し、直ちに学校に連絡する。
- ・実習先において、利用者または職員に感染者が出た場合は、施設の指示に従う。

#### 【実習期間】

学年	種別	期間	日数
1 年生	実習 I – 1 後期	10 月 8 日～12 月 17 日 毎週木曜日	10 日間
	実習 I – 2	2021 年 2 月 22 日～3 月 16 日	18 日間
	実習 1 訪問介護	2021 年 8 月 1 日～9 月 30 日	1 日
2 年生	実習 II	2020 年 8 月 31 日～9 月 30 日	23 日間

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒、口咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）□身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成